

アラブ首長（UAE）の競争法において
知的財産（IP）ライセンスに対する免責条項はない

2015年3月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、
部課名およびメールアドレスが変更と
なりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Sheikh Zayed Road,
Tel: +971 4 384 4000

Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

知的財産の商品化に携わる者にとって、UAE は長年の間、魅力的な市場でした。

UAE の現地企業に知的財産所有権の使用権（ライセンス）を与えることにより、中東市場へ参入を望む IP 権所有者は、ライセンシーとしての経験も抱負で、熱意ある多くの企業から提携相手を選ぶことができます。同様に、国際的な IP 権所有者との提携を望む現地企業にとっても、UAE でビジネスチャンスをつかむ権利所有者が長い列を成しています。

長年の間、UAE の IP 権使用許諾に関する法制度は、あまり複雑なものではありませんでした。ただし、UAE 商業代理店法(*1)には、多くの落とし穴があり、注意を怠ると、大きな問題に繋がる危険性があります。また、守るべき手続き（UAE 商標法(*2) など）も多くあるので注意が必要です。

しかし、おおむね IP 権所有者およびライセンシーは、互いに合意できる条件で、自由に契約を結ぶ、あるいは交渉することが可能でした。

この比較的緩い法制度は、2013 年 2 月 23 日に導入された競争法(*3)により、変化しつつあります。近ごろ施行された競争法の執行規則により、取り締まりがさらに厳しくなります。

競争規制委員会（競争法および執行規則によって選任）が発足されると、UAE における IP 権の使用許諾にかかわる状況が、大きく変わることが予想されます。

競争法の影響を受ける IP ライセンスとは？

競争法は、独占販売を防止し、市場競争を促進することを目的に、特に制限契約や優越的地位の乱用を取り締まるための法律です。

制限的契約

IP 権使用許諾契約の関係者は、競争法の制限的契約に関する規定が大いに気になるでしょう。競争法第 3 条は、競争法は、UAE 市場の競争に影響を与え得る IP 権の使用すべてに適用されると明確に定めています。

制限的契約に関する規定は、競争法第 5 条に定められており、競争を妨げる影響のある制限的契約を禁じています。具体的に禁止される制限契約は以下のとおりです。:

- 商品またはサービスの売買価格を制限する契約
- サービスの売買条件または提供条件を具体的に制限する契約
- 商品またはサービスの市場への流通、あるいは市場からの引き上げを制限する契約
- 地理的条件に基づき市場を分割する契約

多くの IP 権所有者とそのライセンシーにとって、このような性質の制限的契約は、一般的なことです。例えば、ライセンシーの商標使用を制限する独占的商標使用権がその一つです。これは、競争法第 5 条に反する恐れがあります。

また、フランチャイズ契約も、フランチャイズ加盟店にフランチャイザーが指定する詳細なマニュアルやシステムに従い運営しなければならないという厳しい条件が設けられるため、競争法に触発する恐れがあります。このような契約は、フランチャイズの販売区域を UAE の特定地域（例えば、アブダビのフランチャイズ、ドバイのフランチャイズなど）に限定する場合もあります。

ほかにも、その性質上、競争法第 5 条において制限的契約とみなされる恐れのある、多くの IP 契約があります。具体的な契約が競争法で禁じられるか否かは、第 5 条の解釈次第です。現段階では、例えば、商品の売買価格を特定する規定を含む契約が、第 5 条において自動的に‘制限的契約’とみなされるのか、あるいは、‘制限的契約’とみなされるためには、契約全体が、競争を制限または阻害する契約でなければならないのか、明確ではありません。

支配的地位の濫用

また、競争法第 6 条は、企業が支配的地位を濫用することを妨げる数々の制約を定めています。企業の活動が、支配的地位を占めるとみなされるか否かは、内閣決議によって指定されるパーセンテージに基づき、その企業の関連市場における占有率によって決定されます。

今のところ、この点に関する内閣決議は発表されていないため、何をもって支配的地位とみなされるのかを明確に判断することはできません。

しかし、IP 権所有者が、十分な市場占有率を占め、支配的地位にあるとされる場合、その立場の濫用を防止するために一定の制約が適用されます。次のような行為が制約の対象となります。:

- 商品またはサービスの販売に関し、価格や条件を設定する。
- 顧客が競争相手と取引することを抑制する。

このような制限的契約は、IP ライセンスにおいて、あまり一般的ではありませんが、場合によっては当てはまる契約もあります。

免責条項は存在しない

しかし、重要な点として、IP 権の使用許諾に関し、競争法は、フランチャイズやほかの IP ライセンス契約など垂直的契約や、技術移転契約に対する免除を定めていません。欧州連合で適用される一括適用免除は、UAE 競争法では適用されません。

つまり、UAE で、競争法の規定にかかわらず使用許諾契約を結ぶことを可能にする‘免責条項’は存在しないのです。

競争法の免除

しかし、競争法には適用免除も多く定められています。

ほかの法律(*4)で取り締まられる商品またはサービスに関する契約は競争法の適用対象外とされます。競争法の適用が免除される産業には以下の業種(*5)が含まれます。:

- 通信 (テレコム)
- 金融
- 文芸 (書籍、音楽、映像)
- ガスおよび石油
- 医薬品
- 郵便
- 電気および水道

- ゴミ処理
- 運輸

ただし、必ずしもこれらの部門の企業が競争法をすべて無視できるわけではありません。例えば、上記の産業部門で運営する企業が、他部門の商品またはサービスに関する契約を結ぶ場合は、競争法の第 5 条および第 6 条が適用されます。

また、競争法の第 4 条および第 5 条は、免除の対象を次のように定めています。

- UAE 連邦政府および UAE を構成する 7 首長国の政府による事業。この免除は、国営企業や政府事業体などが対象とされます。
- 中小企業（内閣決議で設定される基準値により中小規模とみなされる企業。ただし、基準値は未設定。）
- 市場への影響は‘弱い’とみなされる契約。‘影響力の弱い’契約であるか否かは、内閣決議で設定される市場占有率の基準値に基づき判断されます（ただし、基準値は未設定(*6)）。
- UAE 商業代理店法(*7)が適用される制限的契約。これは、商業代理店法に基づき登録された代理店の保護が、競争法と矛盾しないことを確実にするために設けられた免除です。

自主的な通知の必要性

既述のとおり、競争法は、IP 権の使用許諾に関する一括適用免除を定めておらず、競争法の適用免除の対象は限られています。しかし、競争法と最近施行された執行規則が定める通知と承認手続きを行うことにより、競争法第 5 条および 6 条に反する IP 使用権許諾契約を結ぶことは可能です。

IP 権使用許諾契約の契約当事者は、必要条件を満たせば、第 5 条（制限的契約）および第 6 条（支配的地位の濫用）の適用免除が認められます。契約当事者は、事前に契約案件を競争規制委員会に通知し、その制限的契約や市場における支配的地位の利用が、下記にあげるような経済効果に繋がることを根拠に競争法の適用免除を求める申請を行う必要があります(*8)。

- 経済活性化の促進
- 業績と競争力の向上
- 製造あるいは流通システムの構築
- 消費者の利益獲得

近ごろ施行された執行規則は、このような免除を競争規制委員会から取得するための通知手続きについて定めています。しかし、競争規制委員会は、まだ十分に機能しておらず、同委員会からの免除取得が、容易であるかどうか、現時点で判断することはできません。

いずれにせよ、執行規則は、競争規制委員会からの免除取得は、重大な権利の行使であり（例えば、契約の経済効果に関する報告書を同委員会へ提出することを必要条件とするなど）、慎重に取り組むべき要求であることを明らかに示しています。

法律違反に対する罰則

競争法の規定は、非競争的取引に関与するビジネスの取り締まりに焦点を当てています。IP ライセンス契約において、これら規定はライセンサーおよびライセンシー両者に適用されます。

第 5 条（制限的契約）および第 6 条（支配的地位の濫用）の違反には、厳しい罰則が科されます。:

- 初犯に対し、最低 50 万 UAE ディルハム（およそ 13.5 万 USD）から最高 500 万 UAE ディルハム（135 万 USD）の罰金
- 累犯に対し、最低 100 万 UAE ディルハム（およそ 27 万 USD）から最高 1,000 万 UAE ディルハム（270 万 USD）の罰金
- （裁判所命令により）3 カ月から 6 カ月の業務停止

従って、IP 取引に関与する者は、競争法のこれら規定を理解し、罰金が科される恐れのないように、競争規制委員会へ免除申請を行うことが重要です。

既存契約

既述のとおり、競争法の第5条（制限的契約）および第6条（支配的地位の濫用）の規定の適用免除を取得するためには、競争規制委員会へ事前に通知する必要があります。通知は、対象契約を締結する前に行わなければなりません。

しかし、既に存在する契約に関し、競争法は6カ月の移行期間を設けています(*9)。競争法は2013年2月に施行されましたが、競争規制委員会は、まだ完全に機能していないため、同委員会に免除を申請することは不可能です。

従って、競争規制委員会の業務が開始され、免除申請の受け付け初日から6カ月間、移行期間が適用されるものと思われます。これにより、既存の契約を持つ企業は、同委員会に適切な免除申請を行う猶予が与えられます。

準備すべきこと

競争法は施行されてから既に2年が経過していますが、現時点では「眠れる獅子」の状態です。

近ごろ施行された執行規則では、競争規制委員会が間もなく業務を開始することが示唆されています。今のうちに、IP権所有者およびライセンシーは、既存の使用許諾契約が競争法の規定の対象となるか否かを確認し、対象となる場合は、同法の免除が適用されるかどうか、競争規制委員会へ免除申請を行うべきかどうかを確認すべきです。

競争法の適用範囲の広さ、同法が定める罰則を考慮し、上記のような事前確認を行い、必要に応じて免除申請を行うことが重要です。

*1 1981 年連邦法第 18 号

*2 1994 年連邦法第 37 号 (改正)

*3 2012 年連邦法第 4 号

*4 競争法第 4 条

*5 競争法付属書 1

*6 競争法 第 5 条/3 条

*7 1981 年連邦法第 18 号

*8 競争法第 7 条

*9 競争法第 30 条

Key contacts

Takamasa Makita, Legal Director

takamasa.makita@clydeco.com

Clyde & Co accepts no responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this summary. No part of this summary may be reproduced in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Regulated by the Solicitors Regulation Authority. Qatar Financial Centre Branch licensed by the QFCA. Abdulaziz A. Al-Bosaily Law Office in association with Clyde & Co LLP is licensed in Riyadh - see <http://www.albosailylawoffice.com> for licence detail.